納税告知板

昭和38年度

固定資産税　第一期
軽自動車税　全　期
国民健康保険税　第一期
<4月1日より4月30日まで>

ひかり

祝祭日には国旗を掲げましょう

発行所
光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話横芝242―243

新年度予算決る

一般会計　七七、五七四千円
特別会計　九六、八九七千円

昭和三十八年度一般会計他四特別会計（国保事業、施設勘定、と場、有線）予算が、三月十一日招集された議会定例会で慎重に審議され夫々原案どおり可決されました。

一般会計予算の編成方針は過去三ケ年継続事業で建設して参りました統合中学校も屋体を含めてようやく完成の運びとなり、これにともなって各小学校についても順次整備されつつあって、教育施設については一応充実が期せられております。

従って昭和三十八年度予算の編成に当ってはまず産業道路及び通学道路の新設改修等と、産業の振興に重点を置くこととしたのであります。しかし財源の貧困は、これら重点施策に対しても充分なる経費の計上がなし得ない現状にあり、このため、一般経常経費とりわけ消費的経費の節減を図り、義務的経費の増嵩を極力最少限に留め、重点投資を第一義として重要施策の積極的な推進を基本方針としたのであります。

次にこの予算にもられた主な事業をとり上げて見ましょう。

一　道路新設改良事業

母子地先の道路新設（切通し）と下部地域の改良工事を行うもので予算は四百万円です。

二　東陽小学校移転事業

現在の東陽小学校を旧中学校に移転するため校舎の一部を移築する。これは昭和三十七年度からの継続で本年度は二百四十万円の予算で五月中旬に完了する予定です。

三　給食室新築事業

白浜小学校に給食室二十五坪を予算百四十五万円で新築する。これで町内四校の小学校全部に給食施設ができることになります。

四　産業振興

・下部地域の農地集団化事業予算四十一万五千円

・病害虫防除事業予算九十七万四千円でこの中には空中撒布による防除事業に対する補助金を含まれています。

議会だより

町議会定例会が、三月十一日午前九時から役場会議室で開かれ、議案第一号〜二十号迄町提出、外に議員提出議案三件、請願一件が審議され十三日午後九時半閉会した。

議決された主たるものは

一、収入役選任同意の件は、現伊藤収入役再選が可決された。

二、農業構造改善対策協議会条例の制定は、今後七ケ年の内に全国の各市町村で着手される。農業振興の施策である農業構造改善対策事業の受入態勢を完備充実するため、新年度から十五名の委員で協議会が発足し、計画立案、趣旨の普及徹底を図る目的で作られるものである。

三、議員提案で、町議会議員の選挙区及び選挙区定数条例が廃止され、次いで新たに議員の定数減の条例が可決され現行二十六人が二十二人に改正された。これにより光町は四月三十日の町議改選を機会として

大選挙区　新定員二十二人

の制度が実現する事になった。

四、家畜人工授精の手数料が次の様に改正された。（カッコ内の数字は旧手数料）

乳牛授精料　一、七〇〇円　（一、五〇〇円）
役牛授精料　一、五〇〇円　（一、三〇〇円）
豚授精料　一、五〇〇円　（一、三〇〇円）
但し不授胎の場合は連続五回迄実施する。
精液交付料　豚一回注入分四〇〇円（二〇〇円）

五、予算関係、有線放送の使用料等については別欄で解説してあるので省略する。

地方統一選挙告示される！

皆さん御承知のとおり地方選挙がすでに、告示され全国的に選挙戦が展開されました。統一選挙とはどんなものでしょうか。簡単に申し上げますと、公職選挙法の特例法として、或る一定期間に任期満了となる長及び地方議会議員について期日を定めて選挙を行なうことです。

今回の統一選挙は三月一日から五月三十一日までの間に、任期満了となる県、及び市町村等の長及び議員について次の要領により行なうことに決定されました。（要点のみ）

県知事選挙

告示　三月二十三日
投票日　四月十七日
補充選挙人名簿調製期日　四月三日
補充申請期間　四月四日から四月七日まで
補充縦覧期日　四月十一日から四月十三日
補充登録要件　昭和十八年四月四日以前に生れた者で本年一月四日午前〇時から引続いて光町に居住している者。

県議会議員選挙

告示　四月二日
投票日　四月十七日
補充選挙人名簿は知事選挙と同じ

町議会議員選挙

告示　四月二十三日
投票日　四月三十日
補充選挙人名簿調製期日　四月二十三日
補充申請期間　四月二十三日から四月二十四日
補充縦覧期間　四月二十六日
補充登録要件　昭和十八年四月二十四日以前に生れた者で本年一月二十四日午前〇時から引続いて光町に住んでいる者

特に御注意して戴きたい事は町議会議員選挙については、たとえ入場券が到着していても選挙日までに光町以外に住居を移動した者は投票出来ません。

県知事、県議会議員選挙についても入場券が到着しても千葉県外に住居を移した者は投票出来ず、又県内に移動した者で引続いて県内に住んでいる方は住んでいる市町村長の証明書がないと投票が出来ません。他の市町村に補充選挙人名簿の登録申請書を提出した方も勿論出来ません。

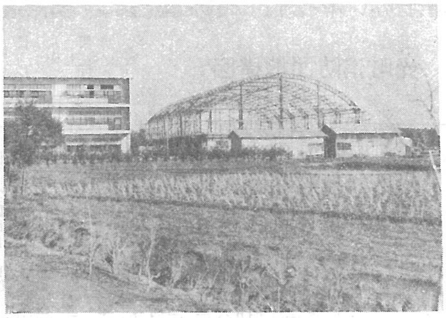

工事中の光中屋内運動場兼講堂

昭和38年度光町一般会計才入才出目的別予算

<単位　円>

才入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1 町税	25,406,300	22,530,400	2,875,900	32.8
2 地方交付税	32,800,000	27,700,000	5,100,000	42.3
3 公営企業及財産収入	2,053,000	2,504,000	△451,000	2.6
4 分担金及負担金	1,263,100	855,900	407,200	1.6
5 使用料及手数料	3,109,600	2,891,600	218,000	4.0
6 国庫支出金	5,590,760	15,691,600	△10,100,840	7.2
7 県支出金	2,093,730	1,391,100	702,630	2.7
8 寄附金	743,400	393,000	350,400	1.0
9 繰入金	3,000,000	1,000,000	2,000,000	3.9
10 繰越金	500,000	200,000	300,000	0.6
11 雑収入	1,014,000	936,700	77,300	1.3
12 町債		9,500,000	△9,500,000	
計	77,573,890	85,594,300	△8,020,410	100

才出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1 議会費	2,539,000	1,947,200	591,800	3.3
2 役場費	20,084,620	15,188,800	4,895,820	25.9
3 消防費	3,529,500	2,200,700	1,328,800	4.6
4 土木費	8,015,400	6,314,770	1,700,630	10.3
5 教育費	16,400,000	34,379,740	△17,979,740	21.1
6 社会及労働施設費	6,397,280	4,416,020	1,981,260	8.2
7 保健衛生費	2,326,400	1,850,640	475,760	3.0
8 産業経済費	8,199,920	11,473,000	△3,273,080	10.6
9 財産費	185,000	185,000	—	0.2
10 統計調査費	350,000	299,100	50,900	0.5
11 選挙費	600,900	557,200	43,700	0.8
12 公債費	4,708,900	3,640,400	1,068,500	6.1
13 諸支出金	3,828,300	2,794,400	1,033,900	4.9
14 予備費	408,670	347,330	61,340	0.5
計	77,573,890	85,594,300	△8,020,410	100

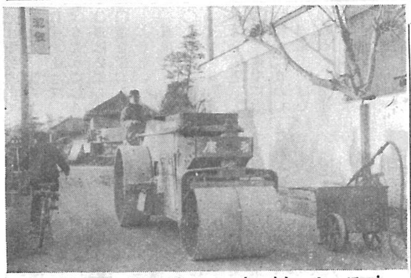

県道舗装工事始まる

昭和三十七年度において県単重点施策事業をもって横芝停車場白浜線宮川地内の舗装工事が三月十五日完工した。工事費百万円、延方一七〇メートル、側溝工事五十万円延長二四〇メートルが昭和三十七年度分工事内容であり去る三月二十三日竣工検査を終了した。

尚昭和三十八年度分として、すでに工費二百万円の舗装工事が決定し、引続き延長いたすこととなり、おそくも夏までには完工の予定となっております。

尚沿線の方には、測量及び施工について充分な御協力を賜りますよう紙上よりお願いいたします。

特別会計

<単位　円>

会計名	才入 本年度予算額	才入 前年度予算額	才入 比較	才出 本年度予算額	才出 前年度予算額	才出 比較
国民健康保険特別会計（事業勘定）	30,170,910	26,414,400	3,756,510	30,170,910	26,414,400	3,756,510
〃（施設勘定）	49,179,480	49,749,740	△570,260	49,179,480	49,749,740	△570,260
と場特別会計	13,965,000	13,010,000	955,000	13,965,000	13,010,000	955,000
有線放送特別会計	3,582,000	2,906,280	675,720	3,582,000	2,906,280	675,720

"新たに住民課が新設されました"

町では昭和三十七年一月より行政事務の現状を把握し合理的な改善計画を策定するため事務改善担当者により現状調査を実施してきましたが三月初旬これ等の経過と改善計画案の一部が決定し去る十一日の定例町議会において課の設置条例が議決され四月一日より新たに住民課が設置される事になりました。もとより自治運営の主たる目的は住民福祉の増進にあることは今更述べる迄もなく当然我々町行政を担当している者の責務であります。このためには最少の経費で最大の効果をあげるよう努める必要がありこの一環として行政事務の能率化の達成を期し住民サービスの面をより向上を図るため窓口事務を一本化した次第でありますので住民課設置の意義を御了解下さると共に充分御利用下さい。住民課の主たる所掌事務は次のとおりであります。

なおこれと同時に今までの保険課が民生課と改称されます。

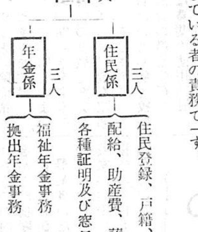
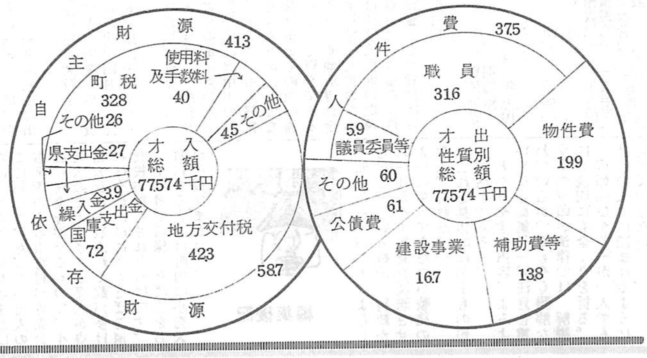
一般会計